

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
岡区第1号	日生町漁業協同組合 (赤穂市漁業協同組合 入漁権設定)	備前市日生町取揚島地先	基点第16号、点ア、点イ及び基点第18号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識 基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識 点ア 基点第1号から基点第16号見通し線上基点第16号から2.110メートルの点 点イ 基点第18号から備前市日生町鹿久居島西オースク異見通し線と、点アから真方位180度03分48秒見通し線との交差点 点A 基点第1号から基点第16号見通し線と、点Cと点Dとを結んだ線に平行に、赤穂市松ノ鼻から引いた線との交差点 点B 点アと点イを結んだ線と、点Cと点Dとを結んだ線に平行に、赤穂市松ノ鼻から引いた線との交差点 点C 点Dから227度03分48秒見通し線と、点アから点イ見通し線との交差点 点D 基点第1号から基点第16号見通し線と、赤穂市千島町北西防波堤突端から227度03分48秒見通し線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	漁期終了日までに漁場の清掃を しなければならない。
岡区第2号	日生町漁業協同組合	備前市日生町取揚島南西地先	基点第18号、点ア、点イ、点ウ及び基点第18号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識 基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識 基点第27号 備前市日生町鹿久居島磯石鼻灯台 点ア 基点第18号から真方位180度見通し線上基点第18号から1.400メートルの点 点イ 点アから基点第27号見通し線と、点エから真方位180度見通し線との交差点 点ウ 基点第18号から基点第27号見通し線と、点エから真方位180度見通し線との交差点 点エ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2.110メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	漁期終了日までに漁場の清掃を しなければならない。
岡区第3号	日生町漁業協同組合 (赤穂市漁業協同組合 入漁権設定)	備前市日生町鹿久居島北東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点アの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱 基点第2号 岡山県・兵庫県界真尾鼻に設置した標識 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識 基点第19号 兵庫県赤穂市西浜町綱崎防波堤基部から防波堤上30メートルの位置に設置した標識 点ア 基点第2号から基点第19号見通し線と、点オと点イとを結んだ線と、基点第16号見通し線との交差点 点イ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2.430メートルの点 点ウ 兵庫県赤穂市松ノ鼻から真方位239度見通し線と、点イから真方位180度見通し線との交差点 点エ 基点第1号から真方位180度見通し線と、点ウから真方位270度見通し線との交差点 点オ 基点第2号から基点第19号見通し線と、基点第1号から真方位180度見通し線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	漁期終了日までに漁場の清掃を しなければならない。
岡区第4号	日生町漁業協同組合	備前市日生町東河床山平拓地先	基点第7号、点ア、点イ及び基点第10号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第7号 備前市日生町東河床山川リフトラクリーズ株式会社岡山工場西側防波堤基部に設置した標識 基点第10号 備前市日生町東河床山平拓地防上東基部から西へ200メートルの点に設置した標識 点ア 基点第7号から真方位165度見通し線上基点第7号から150メートルの点 点イ 基点第10号から真方位165度見通し線上基点第10号から150メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	漁期終了日までに漁場の清掃を しなければならない。
岡区第5号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鶴島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第85号 備前市日生町小刺島西端に設置した標識 基点第86号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識 点ア 基点第86号から真方位110度見通し線上基点第86号から650メートルの点 点イ 基点第86号から真方位110度見通し線上基点第86号から1.500メートルの点 点ウ 基点第85号から真方位110度見通し線上基点第85号から1.400メートルの点 点エ 基点第85号から真方位110度見通し線上基点第85号から550メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	漁期終了日までに漁場の清掃を しなければならない。
岡区第6号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点ク、点ケ及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1号 兵庫県赤穂市福浦旧岡山県・兵庫県境界石柱 基点第16号 備前市日生町取揚島北端に設置した標識 基点第25号 備前市日生町鹿久居島磯石に設置した標識 基点第27号 備前市日生町鹿久居島磯石鼻灯台 点ア 基点第25号から兵庫県赤穂市中広赤穂港南防波堤北端見通し線と、点キから真方位180度見通し線との交差点 点イ 点キから真方位180度見通し線と、点アから1.720メートルの点 点ウ 点イから真方位270度見通し線と、基点第27号から兵庫県赤穂市御崎突端見通し線との交差点 点エ 点ウから真方位0度見通し線上点ウから600メートルの点 点オ 点カから真方位180度見通し線上点カから1.120メートルの点 点カ 点アから真方位270度見通し線上点アから520メートルの点 点キ 基点第16号から基点第1号見通し線上基点第16号から2.430メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	
岡区第7号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点ク、点ケ及び点アの各点を順次結んだ9直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第18号 備前市日生町取揚島南端に設置した標識 基点第19号 兵庫県赤穂市西浜町綱崎防波堤基部から防波堤上30メートルの位置に設置した標識 基点第24号 備前市日生町鹿久居島九郷北端に設置した標識 基点第27号 備前市日生町鹿久居島磯石鼻灯台 基点第97号 備前市日生町鹿久居島かや前に設置した標識 点ア 基点第24号から基点第19号見通し線上基点第24号から500メートルの点 点イ 基点第24号から基点第19号見通し線上基点第24号から1.700メートルの点 点ウ 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第97号から1.300メートルの点 点エ 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第97号から1.100メートルの点 点オ 点サから点ウの見通し線上点サから1.650メートルの点 点カ 点サから点ウの見通し線上点サから900メートルの点 点キ 基点第27号から赤穂市加屋赤穂港南東端見通し線上基点第27号から1.100メートルの点 点ク 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第97号から600メートルの点 点ケ 基点第97号から赤穂市中広赤穂港南東端見通し線上基点第97号から220メートルの点 点コ 基点第18号から真方位180度見通し線上基点第18号から1.500メートルの点 点サ 基点第27号から真方位180度見通し線上基点第27号から100メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町	
岡区第8号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鶴島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側即ノ鼻南端に設置した標識 基点第86号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識 基点第86号から基点第28号見通し線上基点第86号から250メートルの点 点ア 点アから真方位96度見通し線上点アから1.000メートルの点 点イ 点イから真方位180度見通し線上点イから320メートルの点 点ウ 点アから真方位176度見通し線上点アから600メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	
岡区第9号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鶴島北地先	点ア、点イ、点ウ、基点第7号及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第28号 備前市日生町鹿久居島南側即ノ鼻南端に設置した標識 基点第86号 備前市日生町鶴島北東端に設置した標識 基点第87号 備前市日生町かめ島東端に設置した標識 基点第89号 備前市日生町鹿久居島かきやりの前に設置した標識 点ア 基点第86号から基点第28号見通し線上基点第86号から100メートルの点 点イ 基点第86号から基点第28号見通し線上基点第86号から300メートルの点 点ウ 基点第87号から基点第89号見通し線上基点第87号から280メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
同区第10号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島南地先	点オ、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第99号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第52号 備前市日生町大多府島北東端に設置した標識 基点第55号 備前市日生町大多府島北西イコ島北端に設置した標識 基点第81号 備前市日生町鹿久居島千軒池の西に設置した標識 基点第82号 備前市日生町菅切島北端に設置した標識 基点第99号 備前市日生町鹿久居島だん亀南端に設置した標識 点ア 基点第82号から基点第81号見通し線上と基点第82号から50メートルの点 点イ 点アから基点第52号見通し線上と点アから200メートルの点 点ウ 基点第81号から基点第55号見通し線上と基点第81号から350メートルの点 点エ 基点第81号から基点第55号見通し線上と基点第81号から30メートルの点 点オ 備前市日生町鹿久居島だん亀南西端	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	
同区第11号	日生町漁業協同組合	備前市日生町大多府島北地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第55号、点ア、点イ、基点第57号、基点第56号及び点エの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第42号 備前市日生町頭島島鼻南端に設置した標識 基点第55号 備前市日生町大多府島北西イコ島北端に設置した標識 基点第56号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤基部西側に設置した標識 基点第57号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した標識 点ア 基点第55号から基点第42号見通し線上と基点第55号から350メートルの点 点イ 基点第57号から基点第42号見通し線上と基点第57号から530メートルの点 点エ 基点第56号から真方位262度見通し線と、最大高潮時海岸線との交差点 (2)基点第55号、点オ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第42号 備前市日生町頭島島鼻南端に設置した標識 基点第55号 備前市日生町大多府島北西イコ島北端に設置した標識 基点第56号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤基部西側に設置した標識 基点第57号 備前市日生町大多府島大多府港西防波堤北端に設置した標識 点ウ 基点第56号から真方位262度見通し線と、基点第42号から真方位171度見通し線との交差点 点エ 基点第56号から真方位262度見通し線と最大高潮時海岸線との交差点 点オ 基点第55号から基点第57号見通し線と、基点第42号から真方位171度見通し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	
同区第12号	日生町漁業協同組合 赤穂市漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島北地先	基点第24号及び基点第92号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第24号 備前市日生町鹿久居島久瀬泊北端に設置した標識 基点第92号 備前市日生町鹿久居島亀石西に設置した標識	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町及び兵庫県赤穂市福南	
同区第13号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島北西地先	基点第21号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第22号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第6号 備前市日生町東河2427-2番地先種岸に設置した標識 基点第9号 備前市日生町横越山(126)山麓東端に設置した標識 基点第20号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識 基点第21号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側穴虫に設置した標識 基点第22号 備前市日生町鹿久居島米子湾北側砂ヶ浜に設置した標識 基点第96号 備前市日生町鹿久居島米子湾東側北西端に設置した標識 点ア 基点第20号から基点第9号見通し線上と基点第20号から50メートルの点 点イ 基点第20号から基点第9号見通し線上と基点第20号から300メートルの点 点ウ 基点第96号から基点第6号見通し線上と基点第96号から200メートルの点 点エ 基点第22号から基点第6号見通し線上と基点第22号から200メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	
同区第14号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島北西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点力及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第9号 備前市日生町横越山(126)山麓東端に設置した標識 基点第20号 備前市日生町鹿久居島サコズ北東端に設置した標識 基点第32号 備前市日生町鹿久居島サコズ北西端に設置した標識 基点第33号 備前市日生町鹿久居島点鐘タリ鼻突端に設置した標識 基点第34号 基点第33号から海岸線と北へ150メートルの地点に設置した標識 点ア 基点第20号から基点第9号見通し線上と基点第20号から300メートルの点 点イ 基点第32号から備前市日生町日生港旧東防波堤灯台見通し線上と基点第32号から300メートルの点 点ウ 基点第34号から備前市穂浪、日生町日生界呼子ノ鼻南端見通し線上と基点第34号から300メートルの点 点エ 基点第34号から備前市穂浪、日生町日生界呼子ノ鼻南端見通し線上と基点第34号から50メートルの点 点オ 基点第32号から日生港旧東防波堤灯台見通し線上と基点第32号から50メートルの点 点力 基点第20号から基点第9号見通し線上と基点第20号から50メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町	
同区第15号	日生町漁業協同組合	備前市日生町曾島南地先	基点第63号、点ア、点イ及び基点第64号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第63号 備前市日生町曾島西端に設置した標識 基点第64号 備前市日生町曾島ナカノ鼻に設置した標識 点ア 基点第63号から真方位180度見通し線上と基点第63号から200メートルの点 点イ 基点第64号から真方位230度見通し線上と基点第64号から80メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	
同区第16号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鴻島北地先	基点第70号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第74号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第63号 備前市日生町曾島西端に設置した標識 基点第64号 備前市日生町曾島ナカノ鼻に設置した標識 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識 基点第71号 備前市日生町鴻島北端に設置した標識 基点第74号 備前市日生町鴻島へべ坂北東端に設置した標識 点ア 基点第70号から瀬戸内市色久町鶴島北端見通し線上と基点第70号から250メートルの点 点イ 点アから基点第63号見通し線上と基点アから160メートルの点 点ウ 基点第71号から基点第64号見通し線上と基点第71号から50メートルの点 点エ 基点第74号から真方位14度見通し線上と基点第74号から100メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	
同区第17号	日生町漁業協同組合 色久町漁業協同組合	備前市日生町鴻島西地先	基点第70号、点ア、点イ及び日生町日後小島南端を順次結んだ3直線並びに基点108号、日生町日後小島北端を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識 基点第108号 備前市日生町鴻島日後南端に設置した標識 基点第321号 瀬戸内市色久町虫明小浜南端に設置した標識 点ア 基点第70号から色久町鶴島北端見通し線上と基点第70号から250メートルの点 点イ 日生町日後小島西端から基点第321号見通し線上と日後小島西端から500メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町及び瀬戸内市色久町	
同区第18号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鴻島南東地先	基点第75号、点ア、点イ及び基点第76号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第51号 備前市日生町頭島港旧西防波堤突端に設置した標識 基点第75号 備前市日生町鴻島砂ノ鼻突端に設置した標識 基点第76号 備前市日生町鴻島タコズイコ鼻(後の防)突端に設置した設置した標識 点ア 基点第75号から基点第51号見通し線上と基点第75号から400メートルの点 点イ 基点第76号から備前市日生町大多府島イコ岩見通し線上と基点第76号から1,300メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(頭島を除く。)	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
岡区第19号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島しだお湾地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第89号 備前市日生町鹿久居島なりの東に設置した標識 点ア 備前市日生町鹿久居島磯石鼻突端から基点第89号を見通し線上磯石鼻突端から300メートルの点 点イ 備前市日生町鹿久居島磯石鼻突端から基点第89号を見通し線上磯石鼻突端から1,400メートルの点 点ウ 点イから真方位0度見通し線上点イから200メートルの点 点エ 点アから真方位0度見通し線上点アから200メートルの点		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 9月1日から翌年4月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第20号	日生町漁業協同組合	備前市日生町寒河田森下前地先	基点第5号、点ア及び点イの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第5号 備前市日生町寒河田ノ鼻突端に設置した標識 基点第22号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥遊堤西基部に設置した標識 点ア 基点第5号から基点第22号を見通し線上基点第5号から100メートルの点 点イ 備前市日生町寒河田ソコノ鼻南東端		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町(原島を除く。)	船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に即いて標識灯を設置しなければならない。
岡区第21号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島千軒湾地先	基点第104号及び基点第105号を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第104号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥遊堤西基部に設置した標識 基点第105号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥遊堤東基部に設置した標識		第三種区画漁業	あさり養殖業	第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町	
岡区第22号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鶴島西地先	点ア、点イ、点オ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第42号 備前市日生町頭島外輪島鼻南端に設置した標識 基点第47号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識 基点第84号 備前市日生町鶴島南端に設置した標識 基点第94号 備前市日生町明神島西端に設置した標識 基点第102号 備前市日生町大府島北東イノ岬に設置した標識 点ア 基点第94号から基点第42号を見通し線上基点第94号から50メートルの点 点イ 点ウから点アを見通し線上点ウから50メートルの点 点ウ 基点第84号から基点第102号を見通し線上基点第84号から150メートルの点 点エ 基点第84号から基点第102号を見通し線上基点第84号から800メートルの点 点オ 点エから点イを見通し線上点エから50メートルの点 点カ 基点第94号から基点第42号を見通し線上基点第94号から550メートルの点 点キ 基点第94号から基点第47号を見通し線と、点エから点イを見通し延長線との交差点		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町	
岡区第23号	日生町漁業協同組合	備前市日生町頭島東南地先	基点第42号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び基点第42号の各点を順次結んだ7直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第42号 備前市日生町頭島鼻南端に設置した標識 基点第47号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識 基点第52号 備前市日生町大府島北端に設置した標識 基点第94号 備前市日生町明神島西端に設置した標識 基点第107号 備前市日生町頭島頭島港入能防波堤基部から防波堤上45mの位置に設置した標識 点ア 基点第47号から地先第94号を見通し線と、基点第42号から備前市日生町鹿久居島大浜東側突端見通し線との交差点 点イ 点アから基点第94号を見通し線上点アから900メートルの点 点ウ 点イから真方位180度見通し線上点イから900メートルの点 点エ 基点第107号から真方位190度見通し線上基点107号から550メートルの点 点オ 基点第107号から真方位190度見通し線上基点第107号から130メートルの点 点カ 基点第42号から基点第52号を見通し線上基点第42号から100メートルの点		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町頭島	
岡区第24号	日生町漁業協同組合	備前市日生町頭島北地先	基点第47号、点ア、点イ及び基点第40号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第33号 備前市日生町鹿久居島西端タリ鼻突端に設置した標識 基点第40号 備前市日生町頭島西端大ヶ鼻に設置した標識 基点第47号 備前市日生町頭島ニガキ東北端に設置した標識 点ア 基点第47号から鹿久居島タカの鼻見通し線上基点第47号から100メートルの点 点イ 基点第33号から基点第40号を見通し線と点アから曾島南端見通し線との交差点		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町頭島	
岡区第25号	日生町漁業協同組合	備前市日生町大府島東地先	点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第29号 備前市日生町鹿久居島千軒湾奥べた石に設置した標識 基点第53号 備前市日生町大府島南東端に設置した標識 基点第80号 備前市日生町鴻島イチエの鼻に設置した標識 基点第85号 備前市日生町小島南端に設置した標識 基点第99号 備前市日生町鹿久居島だん亀西端に設置した標識 点ア 基点第53号から基点第85号を見通し線上基点第53号から200メートルの点 点イ 点アから基点第29号を見通し線上点アから100メートルの点 点ウ 点イから基点第29号を見通し線上点イから500メートルの点 点エ 基点第80号から点ウを見通し延長線上点ウから400メートルの点 点オ 基点第99号から点エを見通し延長線上点エから500メートルの点		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 9月1日から翌年4月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町頭島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第26号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島現寺湾地先	基点第31号、点ア及び点イの各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第31号 備前市日生町鹿久居島夜千浜東側突端に設置した標識 基点第65号 備前市日生町鴻島東縁部に設置した標識 点ア 基点第31号から真方位156度見通し線と、基点第65号から真方位78度30分見通し線との交差点 点イ 基点第65号から真方位78度30分見通し線と鹿久居島の最大高潮時海岸線との交差点		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町頭島	
岡区第27号	日生町漁業協同組合	備前市日生町曾島北地先	基点第60号、点ア、点イ及び基点第63号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第16号 備前市日生町日生島南東端(株式会社ヨータイ日生工場)に設置した標識 基点第60号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識 基点第63号 備前市日生町曾島西端に設置した標識 基点第201号 備前市磯邊・日生町日生界呼子の鼻南端に設置した標識 点ア 基点第60号から基点第16号を見通し線上基点第60号から150メートルの点 点イ 基点第63号から基点第201号を見通し線上 基点第63号から400メートルの点		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町	
岡区第28号	日生町漁業協同組合	備前市日生町曾島南東地先	基点第61号、点ア及び日生町曾島南端を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第61号 備前市日生町曾島弁ノ浦島南東端に設置した標識 基点第109号 備前市日生町鹿久居島マタケ西島南端に設置した標識 点ア 基点第61号から鴻島港防波堤突端見通し線と、基点第109号から日生町曾島南端見通し線との交差点		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町	
岡区第29号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鴻島本村地先	基点第111号、点ア及び鴻島港防波堤基部を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第111号 備前市日生町曾島弁ノ浦島南東端に設置した標識 基点第110号 備前市日生町頭島頭島港E防波堤基部に設置した標識 基点第111号 備前市日生町鴻島池の灰北端に設置した標識 点ア 基点第61号から基点第111号を見通し線と、基点第110号から鴻島港防波堤基部見通し線との交差点		第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
同区第30号	日生町漁業協同組合	備前市日生町日生地先	基点第15号、点ア、イ及び基点第201号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第15号 備前市日生町日生高鼻南東端(株式会社コー・タイ日生 工場裏)に設置した標識 基点第63号 備前市日生町曾島西端に設置した標識 基点第112号 備前市日生町曾島中立石に設置した標識 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識 点ア 基点第15号から基点第112号見通し線上基点第15号から250メートルの点 点イ 基点第201号から基点第63号見通し線上基点第201号から50メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町	
同区第31号	日生町漁業協同組合	備前市日生町鹿久居島西地先	基点第31号、点ア、点イ、ウ及び基点第33号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第13号 備前市日生町日生松ヶ鼻突端に設置した標識 基点第31号 備前市日生町鹿久居島夜千浜寄突端に設置した標識 基点第33号 備前市日生町鹿久居島西端タリ鼻突端に設置した標識 基点第40号 備前市日生町読島西端水ヶ鼻に設置した標識 基点第60号 備前市日生町曾島北東端に設置した標識 基点第61号 備前市日生町曾島弁ノ浜鼻南東端に設置した標識 基点第66号 備前市日生町読島東堤岸に設置した標識 点ア 基点第31号から真方位156度見通し線と、基点第66号から真方位78度30分見通し線との交差点 点イ 点アから基点第61号見通し線と、基点第40号から基点第13号見通し線との交差点 点ウ 基点第33号から基点第60号見通し線と、基点第40号から基点第13号見通し線との交差点	第一種区画漁業	かき、あさり、あかがい垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき、あさり、あかがい垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市日生町	
同区第32号	伊里漁業協同組合	備前市穂浪越島地先	基点第201号、点ア、点イ、基点第203号及び基点第202号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識 基点第202号 備前市穂浪越島鼻南端に設置した標識 基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識 点ア 基点第201号から備前市日生町読島西端見通し線上基点第201号から50メートルの点 点イ 基点第203号から基点第301号見通し線上基点第203号から100メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市(日生町を除く。)	
同区第33号	伊里漁業協同組合	備前市前島東南地先	基点第218号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第233号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識 基点第218号 備前市前島南西端に設置した標識 基点第233号 備前市前島東北端に設置した標識 基点第234号 備前市住吉島北東端に設置した標識 基点第235号 備前市鹿島島田に設置した標識 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識 点ア 基点第218号から基点第234号見通し線と、基点第203号から基点第235号見通し線との交差点 点イ 基点第301号から点ア見通し線と、備前市穂浪片上大橋北詰から備前市読島北端見通し線との交差点 点ウ 基点第301号から点エ見通し線と、備前市穂浪片上大橋北詰から備前市読島北端見通し線との交差点 点エ 基点第233号から基点第234号見通し線と、基点第203号から基点第235号見通し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	備前市(日生町を除く。)	
同区第34号	色久町漁業協同組合	備前市日生町鴻島南東地先	基点第76号、点ア、点イ及び基点第80号の各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第76号 備前市日生町鴻島タコズベ鼻(蜂の国)突端に設置した標識 基点第80号 備前市日生町鴻島イチエの鼻に設置した標識 点ア 基点第76号から備前市日生町大多所島イノコ岩高見通し線上基点第76号から1,300メートルの点 点イ 基点第80号から備前市日生町大多所島イノコ岩高見通し線上基点第80号から1,660メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同区第35号	色久町漁業協同組合	瀬戸内市色久町虫明、布浜地先	基点第301号、点ア、基点第337号、基点第338号、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第306号の各点を順次結んだ8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第70号 備前市日生町鴻島長坂鼻突端に設置した標識 基点第77号 備前市日生町鴻島日立鼻突端に設置した標識 基点第201号 備前市穂浪・日生町日生界呼子ノ鼻南端に設置した標識 基点第202号 備前市穂浪越島鼻南端に設置した標識 基点第203号 備前市穂浪高座ノ鼻南端に設置した標識 基点第301号 備前市・瀬戸内市界高目鼻突端に設置した標識 基点第306号 瀬戸内市色久町虫明長堤鼻突端に設置した標識 基点第310号 瀬戸内市色久町長島一つ石に設置した標識 基点第320号 瀬戸内市色久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部 基点第337号 瀬戸内市色久町虫明片上大橋の最南橋脚の北東角 基点第338号 瀬戸内市色久町虫明片上大橋の最南橋脚の北東角 基点第339号 瀬戸内市色久町布浜穴ヶ鼻北東端に設置した標識 点ア 基点第301号から基点第203号見通し線と、基点第337号から備前市久々井読島北端見通し線との交差点 点イ 基点第339号から基点第201号見通し線と、点ウから基点第202号見通し線との交差点 点ウ 基点第70号から瀬戸内市色久町読島頂見通し線上基点第70号から350メートルの点 点エ 基点第77号から基点第320号見通し線上基点第77号から400メートルの点 点オ 基点第77号から基点第320号見通し線と、基点第306号から基点第310号見通し線との交差点	第一種区画漁業	かき、あさり垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同区第36号	色久町漁業協同組合	瀬戸内市色久町長島北地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第325号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第308号の各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第76号 備前市日生町鴻島弁ノ鼻突端に設置した標識 基点第102号 備前市日生町大多所島北西イノコ岩に設置した標識 基点第307号 瀬戸内市色久町長島北端日の出岬に設置した標識 基点第308号 瀬戸内市色久町長島稲崎東端に設置した標識 基点第310号 瀬戸内市色久町長島一つ石に設置した標識 基点第311号 瀬戸内市色久町虫明読島東端に設置した標識 基点第320号 瀬戸内市色久町虫明古世ノ鼻北端防波堤基部 基点第321号 瀬戸内市色久町虫明小浜南端に設置した標識 基点第325号 瀬戸内市色久町虫明瀬長大堤北端基部 基点第327号 瀬戸内市色久町虫明人ネリ東端に設置した標識 点ア 基点第310号から基点第327号見通し線上基点第310号から100メートルの点 点イ 基点第310号から基点第327号見通し線と、基点第320号から基点第307号見通し線との交差点 点ウ 基点第307号から基点第320号見通し線と、基点第311号から備前市日生町鴻島鼻高見通し線との交差点 点エ 基点第307号から基点第321号見通し線と、基点第327号から基点第102号見通し線との交差点 点オ 基点第308号から基点第76号見通し線と、基点第327号から基点第102号見通し線との交差点 (2)点キ、点ク、点ケ、点コ及び点干の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第340号 瀬戸内市色久町虫明大浜礁中央 点キ 基点第340号から真方位90度見通し線上基点第340号から200メートルの点 点キ 点力から真方位0度見通し線上点力から100メートルの点 点ク 点干から真方位90度見通し線上点干から100メートルの点 点ケ 点クから真方位180度見通し線上点クから150メートルの点 点コ 点力から真方位180度見通し線上点力から50メートルの点	第一種区画漁業	かき、あさり垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
同区第37号	色久町漁業協同組合	瀬戸内市色久町虫明地先	基点第320号、点ア及び基点第311号の各点を順次結んだ2直線、基点第334号、点イ及び基点第322号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第306号 瀬戸内市色久町虫明燈塔突端に設置した標識 基点第311号 瀬戸内市色久町虫明燈塔突端に設置した標識 基点第320号 瀬戸内市色久町虫明古寺ノ鼻北端防波堤基部 基点第322号 瀬戸内市色久町瀬清森谷防波堤基部に設置した標識 基点第334号 瀬戸内市色久町虫明燈塔南端に設置した標識 点ア 基点第311号から基点第306号見通し線上基点第311号から100メートルの点 点イ 基点第334号から真方位180度見通し線上基点第334号から50メートルの点	第一種区画漁業	かき、あさり垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同区第38号	色久町漁業協同組合 (伊里漁業協同組合入会権設定)	瀬戸内市色久町長島南地先	基点第333号、点オ、点カ及び基点第324号を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第324号 瀬戸内市色久町向西北西端に設置した標識 基点第333号 瀬戸内市色久町長島ビヨウシ南端に設置した標識 基点第402号 瀬戸内市色久町・牛窓町界旧徳海漁業株式会社増しえん堤上に設置した標識 点ア 瀬戸内市色久町・牛窓町界旧徳海漁業株式会社増しえん堤上点アから150メートルの点 点イ 点アから香川県小豆郡土庄町小部丸石山産(389)見通し線上点アから150メートルの点 点ウ 瀬戸内市色久町・牛窓町界旧徳海漁業株式会社増しえん堤上点ウから点イ見通し延長線と、基点第402号から 点エ 点ウから香川県小豆郡土庄町妙見崎西端見通し線上点ウから150メートルの点 点オ 基点第333号から香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端見通し線と、点エから点イ見通し延長線との交差点 点カ 基点第324号から瀬戸内市色久町・本島町界重久前見通し延長線と、点イから点エ見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	かき、あさり垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同区第39号	色久町漁業協同組合	瀬戸内市色久町虫明、福谷地先	基点第323号及び基点第328号を結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第323号 瀬戸内市色久町瀬清島上鼻南端護岸に設置した標識 基点第328号 瀬戸内市色久町福谷ウタキ鼻南端に設置した標識	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同区第40号	色久町漁業協同組合	瀬戸内市色久町福谷、尻海地先	基点第328号、点ア及び基点第330号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第323号 瀬戸内市色久町瀬清島上鼻南端護岸に設置した標識 基点第328号 瀬戸内市色久町福谷ウタキ鼻南端に設置した標識 基点第330号 瀬戸内市色久町尻海玉津港北防波堤(新防波堤)突端に設置した標識 基点第402号 瀬戸内市色久町・牛窓町界旧徳海漁業株式会社増しえん堤上に設置した標識 点ア 基点第402号から備前市日生町・牛窓町界旧徳海漁業株式会社増しえん堤上点アから基点第328号見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同区第41号	色久町漁業協同組合	瀬戸内市色久町尻海地先	基点第335号、点ア、点イ及び基点第402号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第335号 瀬戸内市色久町尻海玉津港南防波堤基部に設置した標識 基点第336号 瀬戸内市色久町福谷福鼻(猪ノ鼻)突端に設置した標識 基点第402号 瀬戸内市色久町・牛窓町界旧徳海漁業株式会社 基点第430号 瀬戸内市牛窓町尻島頂上に設置した標識 基点第460号 瀬戸内市牛窓町崎崎南端に設置した標識 点ア 基点第335号から基点第430号見通し線と、基点第336号から基点第460号見通し線との交差点 点イ 基点第402号から基点第430号見通し線と、基点第336号から基点第460号見通し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市色久町	
同区第42号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町龍忍西臨地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第424号、点ア、点イ及び基点第425号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第424号 瀬戸内市牛窓町龍忍サカケノ鼻突端に設置した標識 基点第425号 瀬戸内市牛窓町龍忍城ヶ鼻南端に設置した標識 点ア 基点第424号から真方位180度見通し線上基点第424号から100メートルの点 点イ 基点第425号から真方位180度見通し線上基点第425号から100メートルの点 (2)瀬戸内市牛窓町龍忍西臨漁港防波堤北東端、点ウ、点エ及び瀬戸内市牛窓町龍忍西臨漁港防波堤南西端の各点を順次結んだ3直線と西臨漁港防波堤によって囲まれた区域 点の位置 基点第468号 瀬戸内市牛窓町龍忍岡山県農林水産総合センター水産研究所東排水口突端に設置した標識 基点第469号 瀬戸内市牛窓町龍忍西臨・子父階地区漁業兼浄化センター堤防北東端に設置した標識 点ウ 基点第468号から基点第469号見通し線と、西臨漁港防波堤北東端から香川県小豆郡土庄町妙見崎東端見通し線との交差点 点エ 基点第468号から基点第469号見通し線と、西臨漁港防波堤南西端から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見通し線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
同区第43号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町黒島南地先	点イ、点ウ、点オ、点カ、点キ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第422号 瀬戸内市牛窓町牛窓旧協和・ポン株式会社岡山工場荷揚場西端に設置した標識 基点第425号 瀬戸内市牛窓町龍忍城ヶ鼻南端に設置した標識 基点第449号 瀬戸内市牛窓町龍忍弁天島頂上に設置した標識 基点第450号 瀬戸内市牛窓町崎崎南端に設置した標識 点ア 基点第425号から基点第450号見通し線と、基点第449号から香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線との交差点 点イ 点アから香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線上点アから50メートルの点 点ウ 点イから香川県小豆郡土庄町千振島東端見通し線上点イから800メートルの点 点エ 基点第422号から点ケ見通し延長線上点ケから800メートルの点 点オ 点ウから点エ見通し延長線上点エから200メートルの点 点カ 点キから点オ見通し延長線上点オから50メートルの点 点キ 点ウから基点第450号見通し線上点ウから200メートルの点 点ク 基点第425号から基点第450号見通し線と、基点第422号から瀬戸内市牛窓町黒島西端見通し延長線との交差点 点ケ 基点第422号から点ク見通し延長線上点クから50メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
同区第44号	牛窓町漁業協同組合 朝日漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町龍忍子父階、岡山市東区佐地地先	点ア、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第454号 瀬戸内市牛窓町龍忍西臨漁港西防波堤突端から基部に50メートルの点に設置した標識 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識 基点第611号 岡山市東区大島大ノ島北端に設置した標識 基点第616号 岡山市東区大島沖サノ鼻南端に設置した標識 基点第657号 岡山市東区宝伝朝日漁港東宝伝地区西防波堤南端に設置した標識 点ア 基点第657号から点コ見通し延長線上点コから630メートルの点 点イ 点アから香川県小豆郡土庄町黒島東端見通し線上点イから200メートルの点 点ウ 点アから点イ見通し延長線上点イから200メートルの点 点エ 点スから点シ見通し延長線上点シから300メートルの点 点オ 点エから真方位346度見通し線上点エから450メートルの点 点カ 点キから真方位72度30分見通し線上点キから770メートルの点 点キ 点クから基点第657号見通し延長線上点クから400メートルの点 点ク 基点第657号から点ア見通し線と、玉野市唐田緑立港北防波堤突端から基点第611号見通し延長線との交差点 点ケ 基点第601号から白石河川見通し延長線と、基点第616号から岡山市東区大島沖鼓島南端見通し延長線との交差点 点コ 基点第616号から点ケ見通し延長線上点ケから200メートルの点 点サ 基点第616号から岡山市東区大島沖鼓島南端見通し延長線と、基点第454号から香川県小豆郡土庄町黒島頂見通し線との交差点 点シ 点サから基点第454号見通し延長線上点サから100メートルの点 点ス 点コから基点第657号見通し延長線上点コから100メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町、岡山市東区久々井、宝伝、大島及び正儀	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
岡区第45号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町牛窓師楽地先	基点第402号、点ア及び基点第460号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻(猪ノ鼻)突端に設置した標識 基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町旧総海岸株式会社止せん堤上に設置した標識 基点第430号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識 基点第460号 瀬戸内市牛窓町牛窓頼崎東端に設置した標識 点ア 基点第402号から基点第430号見返し線と、基点第460号から基点第336号見返し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
岡区第46号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町鼠島南地先	基点第434号、基点第432号、点ア、基点第430号及び基点第433号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻(猪ノ鼻)突端に設置した標識 基点第402号 瀬戸内市邑久町・牛窓町旧総海岸株式会社止せん堤上に設置した標識 基点第430号 瀬戸内市牛窓町鼠島島頂に設置した標識 基点第432号 瀬戸内市牛窓町釜ノ蓋堤中央に設置した標識 基点第433号 瀬戸内市牛窓町上佐徳北端に設置した標識 基点第434号 瀬戸内市牛窓町上佐徳南端に設置した標識 点ア 基点第402号から基点第430号見返し線と、基点第432号から基点第336号見返し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
岡区第47号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町鼠島南地先	基点第432号、基点第434号、点ア、点イ、点ウ及び基点第432号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第408号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識 基点第432号 瀬戸内市牛窓町釜ノ蓋堤中央に設置した標識 基点第434号 瀬戸内市牛窓町上佐徳南端に設置した標識 基点第438号 瀬戸内市牛窓町鼠島地下シ鼻突端に設置した標識 点ア 基点第434号から瀬戸内市牛窓町青島東端見返し線と基点第434号から300メートルの点 点イ 点工から点ア見返し線と点工から350メートルの点 点ウ 点工から基点第432号見返し線と点工から200メートルの点 点エ 基点第432号から基点第438号見返し線と、点アから基点第408号見返し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 9月1日から翌年4月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第48号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町牛窓ムシロ江地先	基点第407号、点ア、基点第408号及び基点第437号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、最大高潮時海岸線から突出し50メートルの区域を除く。 点の位置 基点第407号 瀬戸内市牛窓町牛窓頼崎南端に設置した標識 基点第408号 瀬戸内市牛窓町牛窓東町生田防波堤突端に設置した標識 基点第413号 瀬戸内市牛窓町前島橋付地東端に設置した標識 基点第437号 瀬戸内市牛窓町牛窓キツツ岩に設置した標識 点ア 基点第407号から基点第413号見返し線と、基点第408号から瀬戸内市牛窓町下佐徳見返し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
岡区第49号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町前島北地先	基点第411号、点ア、点イ、点ウ及び基点第438号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第407号 瀬戸内市牛窓町牛窓頼崎南端に設置した標識 基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識 基点第437号 瀬戸内市牛窓町牛窓キツツ岩に設置した標識 基点第438号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識 基点第439号 瀬戸内市牛窓町前島赤スエに設置した標識 基点第459号 瀬戸内市牛窓町前島橋付突端に設置した標識 点ア 基点第425号から基点第411号見返し延長線と、基点第407号から基点第459号見返し線との交差点 点イ 点ウから基点第459号見返し線と点アから200メートルの点 点ウ 基点第438号から瀬戸内市牛窓町牛窓平島和山見返し線と、点イから点エ見返し線との交差点 点エ 基点第411号から基点第438号見返し線と、基点第437号から基点第439号見返し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	
岡区第50号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町前島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第336号 瀬戸内市邑久町福谷稲鼻(猪ノ鼻)突端に設置した標識 基点第407号 瀬戸内市牛窓町牛窓頼崎南端に設置した標識 基点第411号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻灯台 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識 基点第438号 瀬戸内市牛窓町前島岩下シ鼻突端に設置した標識 基点第459号 瀬戸内市牛窓町前島橋付突端に設置した標識 基点第461号 瀬戸内市牛窓町前島城ヶ鼻南端に設置した標識 点ア 基点第336号から香川県小豆島妙見崎見返し線と、基点第425号から基点第411号見返し延長線との交差点 点イ 基点第336号から香川県小豆島妙見崎見返し線と、基点第461号から基点第438号見返し延長線との交差点 点ウ 基点第407号から基点第459号見返し線と、基点第461号から基点第438号見返し延長線との交差点 点エ 基点第407号から基点第459号見返し線と、基点第425号から基点第411号見返し延長線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 9月1日から翌年4月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第51号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町鹿忍地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍立鼻突端に設置した標識 基点第449号 瀬戸内市牛窓町鹿忍弁天島頂上に設置した標識 基点第446号 瀬戸内市牛窓町鼠島城ノ小島中央に設置した標識 点ア 基点第423号から基点第446号見返し線と基点第423号から100メートルの点 点イ 基点第423号から基点第446号見返し線と基点第423号から200メートルの点 点ウ 基点第449号から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見返し線と基点第449号から200メートルの点 点エ 基点第449号から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見返し線と基点第449号から100メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 9月1日から翌年4月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第52号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町鹿忍子父隣地先	基点第462号、点ア、点イ及び基点第464号の各点を順次結んだ3直線と瀬戸子父隣地区西防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、同防波堤南側突出し10メートルの区域を除く。 点の位置 基点第425号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ヶ鼻南端に設置した標識 基点第462号 瀬戸内市牛窓町鹿忍大石鼻突端に設置した標識 基点第463号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ノ小島南端に設置した標識 基点第464号 瀬戸内市牛窓町鹿忍城ノ小島南端に設置した標識 点ア 基点第425号から基点第463号見返し延長線と、基点第462号から真方位180度見返し線との交差点 点イ 基点第425号から基点第463号見返し延長線と、基点第464号から真方位200度見返し線との交差点	第一種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第53号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇地先	瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤北東端、点ア、点イ及び瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇漁港防波堤南西端の各点を順次結んだ3直線と漁港防波堤によって囲まれた区域 点の位置 基点第468号 瀬戸内市牛窓町鹿忍岡山県森林産物総合センター水産研究所東線水口突端に設置した標識 基点第469号 瀬戸内市牛窓町鹿忍西脇・子父隣地区漁業集落浄化センター防波堤北東端に設置した標識 点ア 基点第468号から基点第469号見返し線と、西脇漁港防波堤北東端から香川県小豆郡土庄町妙見崎東端見返し線との交差点 点イ 基点第468号から基点第469号見返し線と、西脇漁港防波堤南西端から香川県小豆郡土庄町千振島北東端見返し線との交差点	第一種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	瀬戸内市牛窓町	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第54号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町前島西地先	基点第467号、点ア及び基点第443号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第423号 瀬戸内市牛窓町鹿忍立鼻突端に設置した標識 基点第443号 瀬戸内市牛窓町前島小腰ノ鼻突端に設置した標識 基点第445号 瀬戸内市牛窓町鼠島城ヶ鼻ノ小島南端に設置した標識 基点第467号 瀬戸内市牛窓町前島御堂港西護岸基部に設置した標識 点ア 基点第467号から基点第445号見返し線と、基点第443号から基点第423号見返し線との交差点	第三種区画漁業	あさり養殖業	第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	個別	瀬戸内市牛窓町	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
岡区第55号	牛窓町漁業協同組合	瀬戸内市牛窓町黒島地先	基点第444号、点ア、点イ及び基点第421号の各点を順次結んだ3直線及び黒島の最大高潮時海岸線から突出し50メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第421号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端に設置した標識 基点第444号 瀬戸内市牛窓町黒島北端に設置した標識 基点第447号 瀬戸内市牛窓町百尋礁西端に設置した標識 基点第451号 瀬戸内市牛窓町牛窓港一文字防波堤西端に設置した標識 基点第457号 瀬戸内市牛窓町黒島早崎南端 点ア 基点第444号から基点第457号見通し線と、基点第451号から基点第447号見通し線との交差点 点イ 基点第421号から基点第457号見通し線と、基点第451号から基点第447号見通し延長線との交差点	第三種区画漁業	あさり養殖業	第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	個別	瀬戸内市牛窓町	
岡区第56号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区宝伝、久々井、正備地先	基点第601号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第618号の各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第601号 瀬戸内市・岡山市界に設置した標識 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識 基点第618号 岡山市東区正備左右鼻立石に設置した標識 基点第656号 岡山市東区正備金山(飯盛岩)南端に設置した標識 点ア 基点第601号から岡山市東区大島白石灯標見通し線上基点第601号から50メートルの点 点イ 基点第617号から岡山市東区大島地竹の子島西端見通し線上基点第617号から300メートルの点 点ウ 基点第656号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線上基点第656号から500メートルの点 点エ 基点第618号から香川県小豆郡土庄町豊島崎西端見通し線上基点第656号から500メートルの点 見通し線との交差点 点オ 岡山市東区久々井久々井港一文字防波堤北端灯標から香川県小豆郡土庄町豊島崎突端見通し線と、点イから岡山市南区小串小串崎灯台見通し線との交差点 点カ 岡山市東区久々井久々井港一文字防波堤北端灯標から香川県小豆郡土庄町豊島崎突端見通し線と、点アから点ウ見通し線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第57号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区久々井、正備地先	点ウ、点エ、点オ、点カ及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第617号 岡山市東区久々井大浦鼻突端に設置した標識 基点第656号 岡山市東区正備金山(飯盛岩)南端に設置した標識 点ア 基点第617号から岡山市東区大島地竹の子島西端見通し線上、基点第617号から300メートルの点 点イ 基点第617号から岡山市東区大島地竹の子島西端見通し線上、基点第617号から5450メートルの点 点ウ 基点第656号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線上基点第656号から500メートルの点 点エ 基点第656号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎西端見通し線と、点イから岡山市南区小串小串崎灯台見通し線との交差点 見通し線との交差点 点オ 岡山市東区久々井久々井港一文字防波堤北端灯標から香川県小豆郡土庄町豊島崎突端見通し線と、点イから岡山市南区小串小串崎灯台見通し線との交差点 点カ 岡山市東区久々井久々井港一文字防波堤北端灯標から香川県小豆郡土庄町豊島崎突端見通し線と、点アから点ウ見通し線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第58号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区大島沖鼓島北地先	基点第603号、点ア、点イ、点ウ及び基点第603号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第617号 瀬戸内市牛窓町黒島北ノ首北端に設置した標識 基点第602号 岡山市東区大島白石中央に設置した標識 基点第603号 岡山市東区大島沖鼓島北北端に設置した標識 基点第611号 岡山市東区大島大ノ島北端に設置した標識 基点第651号 岡山市東区宝伝島山南端に設置した標識 基点第657号 岡山市東区宝伝朝日港東宝伝地区西防波堤南端に設置した標識 点ア 基点第617号から基点第417号見通し線と、基点第651号から基点第603号見通し線との交差点 点イ 基点第611号から基点第657号見通し線と、基点第657号から点ウ見通し線との交差点 点ウ 基点第603号から基点第602号見通し延長線上基点第602号から200メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	(1)幅100メートル以上の船通しを1ヶ所設けなければならない。 (2)漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第59号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区大島南地先	基点第676号及び基点第682号を結んだ直線及び基点第606号、点ア、点イ及び基点第649号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第606号 岡山市東区大島沖鼓島南端に設置した標識 基点第649号 岡山市東区大島松ヶ島南端に設置した標識 基点第676号 岡山市東区大島南東端に設置した標識 基点第682号 岡山市東区大島沖鼓島南端に設置した標識 点ア 基点第606号から真方位180度見通し線上基点第606号から800メートルの点 点イ 基点第649号から真方位180度見通し線上基点第649号から800メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	(1)幅100メートル以上の船通しを1ヶ所設けなければならない。 (2)漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第60号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区大島西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第611号 岡山市東区大島大ノ島北端に設置した標識 基点第616号 岡山市東区大島沖竹ノ子島南端に設置した標識 基点第645号 岡山市東区大島地竹ノ子島北西端に設置した標識 基点第656号 岡山市東区正備金山(飯盛岩)南端に設置した標識 基点第903号 玉野市駒田大ノ島南端に設置した標識 基点第934号 玉野市駒田上坊主島南端に設置した標識 点ア 基点第645号から岡山市東区久々井久々井港一文字防波堤見通し線と、基点第611号から岡山市南区小串小串崎灯台見通し線との交差点 点イ 基点第616号から香川県小豆郡土庄町豊島崎東端見通し線上基点第616号から500メートルの点 点ウ 点イから基点第934号見通し線と、基点第656号から香川県小豆郡土庄町小島島東端見通し線との交差点 点エ 点アから基点第903号見通し線と、基点第656号から香川県小豆郡土庄町小島島東端見通し線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第61号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区小串向小串地先	基点第843号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点で囲まれた区域 点の位置 基点第618号 岡山市東区正備左右鼻立石に設置した標識 基点第619号 岡山市東区正備SEカーブ一株式会社岡山工場堤防南西端に設置した標識 基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識 基点第672号 岡山市東区正備マリンマサキ西護岸北西角に設置した標識 基点第823号 岡山市南区小串宝伝山東山麓南東端に設置した標識 基点第827号 岡山市南区小串小串崎灯台 基点第843号 岡山市南区小串向小串堤防突端に設置した標識 基点第844号 岡山市南区小串向小串堤岸北側に設置した標識 基点第845号 岡山市南区小串タコダ鼻突端に設置した標識 点ア 基点第843号から基点第624号見通し線上基点第843号から150メートルの点 点イ 基点第844号から基点第619号見通し線上基点第844号から200メートルの点 点ウ 基点第845号から基点第672号見通し線上基点第845号から150メートルの点 点エ 基点第823号から基点第618号見通し線上基点第823号から150メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第62号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区小串小串崎地先	基点第827号、点ア、点イ及び基点第838号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第827号 岡山市南区小串小串崎灯台 基点第838号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識 点ア 基点第827号から真方位159度(香川県小豆郡土庄町豊島旧虹山真)見通し線上基点第827号から100メートルの点 点イ 基点第838号から真方位152度(香川県小豆郡土庄町豊島旧虹山真)見通し線上基点第838号から1,300メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第63号	児島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区九幡地先	基点第673号、点ア、点イ及び基点第661号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第659号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤突端南西角に設置した標識 基点第660号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤突端南西角に設置した標識 基点第661号 岡山市東区九幡八幡外門西端支柱 基点第673号 岡山市東区九幡九幡港西防波堤基部より西170メートルに設置した標識 点ア 基点第659号から基点第660号見通し線と、基点第673号から岡山市南区小串砲台跡見通し線との交差点 点イ 基点第659号から基点第660号見通し線と、基点第661号から岡山市南区阿津津神社見通し線との交差点	第一種区画漁業	あおのり養殖業	第1種区画漁業 あおのり養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
岡区第64号	兎島湾漁業協同組合連合会	岡山市南区高島東地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点アの各点を順次結んだ7直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第638号 岡山市東区升田津田津防波堤場南西角に設置した標識 基点第660号 岡山市東区堀島南端に設置した標識 基点第661号 岡山市東区九郷八郷大門西端支柱 基点第664号 岡山市東区豊田津田永忠の碑 基点第666号 岡山市東区堀島北端に設置した標識 基点第683号 岡山市中区沖元西口南防波堤基部に設置した標識 基点第819号 岡山市南区阿津ツツシ灯台 基点第829号 岡山市南区高島南端中央船着場南東角に設置した標識 点ア 基点第666号から基点第664号見通し線上基点第660号から100メートルの点 点イ 基点第638号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線上基点第638号から250メートルの点 点ウ 基点第683号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線上基点第683号から300メートルの点 点エ 基点第683号から岡山市南区貝殻山山頂見通し線と、点オから基点第829号見通し線との交差点 点オ 基点第660号から基点第819号見通し線上基点第660号から200メートルの点 点カ 基点第819号から基点第661号見通し線上基点第819号から450メートルの点 点キ 基点第661号から基点第819号見通し線上基点第661号から420メートルの点	第一種区画漁業	あおのり養殖業	第1種区画漁業 あおのり養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	
岡区第65号	兎島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区正備古新田地先	基点第619号、点ア、点イ及び基点第620号の各点を順次結んだ3直線と最大大潮時海岸線とに囲まれた区域 点の位置 基点第619号 岡山市東区正備SECカーボン株式会社岡山工場堤防南西端に設置した標識 基点第620号 岡山市東区正備津東島突端に設置した標識 基点第622号 岡山市東区水門町魚船 基点第623号 岡山市東区東幸西岡山港幸西地区西防波堤基部に設置した標識 基点第823号 岡山市南区小串宝島山麓南端に設置した標識 基点第843号 岡山市南区小串向小串北堤防突端に設置した標識 点ア 基点第619号から基点第843号見通し線と、基点第622号から基点第823号見通し線との交差点 点イ 基点第620号から基点第823号見通し線と、基点第622号から基点第823号見通し線との交差点	第一種区画漁業	あおのり養殖業	第1種区画漁業 あおのり養殖業 2月1日から8月20日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第66号	兎島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区西幸西地先	基点第624号、点ア及び基点第691号の各点を順次結んだ2直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第619号 岡山市東区正備立石島石に設置した標識 基点第624号 岡山市東区西幸西外波突端大石に設置した標識 基点第691号 岡山市東区東幸西テカ株式会社岡山工場堤防突端に設置した標識 基点第844号 岡山市南区小串向小串港援岸北側に設置した標識 点ア 基点第619号から基点第624号見通し線と、基点第691号から基点第844号見通し線との交差点	第一種区画漁業	あおのり養殖業	第1種区画漁業 あおのり養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第67号	兎島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区西幸西外波崎地先	基点第624号と基点第627号を結んだ直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第624号 岡山市東区西幸西外波崎突端大石に設置した標識 基点第627号 岡山市東区西幸西羽島港南防波堤突端に設置した標識	第一種区画漁業	あおのり養殖業	第1種区画漁業 あおのり養殖業 4月1日から翌年2月15日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第68号	兎島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区九郷入船入地先	基点第696号及び点アを結んだ直線、基点第695号及び点イを結んだ直線及び基点第696号から基点第695号の間における最大大潮時海岸線から突出し120メートルの直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第628号 岡山市東区西幸西比沙古岩灯標 基点第694号 岡山市東区乙子排水機場吐し樋門北端 基点第695号 岡山市東区金岡東町3丁目日本エクスラン工業株式会社西大寺工場南端堤防内石燈籠から南へ85メートルの点に設置した標識 基点第696号 岡山市東区九郷丸縁津東防波堤基部燈籠から北へ150メートルの点に設置した標識 点ア 基点第696号から基点第628号見通し線上基点第696号から120メートルの点 点イ 基点第695号から基点第694号見通し線上基点第695号から120メートルの点	第一種区画漁業	あおのり養殖業	第1種区画漁業 あおのり養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第69号	兎島湾漁業協同組合連合会	岡山市東区正備古新田地先	基点第697号、点ア、点イ及び基点第672号の各点を順次結んだ3直線と最大大潮時海岸線とに囲まれた区域 点の位置 基点第672号 岡山市東区正備マシマサギ西護岸北西端に設置した標識 基点第697号 岡山市東区正備6081-2地先護岸部がりに設置した標識 基点第845号 岡山市南区小串タコダ島突端に設置した標識 基点第859号 岡山市南区小串スガ島突端に設置した標識 点ア 基点第697号から基点第845号見通し線上基点第697号から200メートルの点 点イ 基点第672号から基点第859号見通し線上基点第672号から150メートルの点	第一種区画漁業	あおのり養殖業	第1種区画漁業 あおのり養殖業 2月1日から8月20日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第70号	小串漁業協同組合 駒上漁業協同組合 たまの漁業協同組合	岡山市南区小串米崎、相引、玉野市番田地先	点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第652号 岡山市東区久々井宮ノ鼻南端に設置した標識 基点第671号 岡山市東区正備緑地突端に設置した標識 基点第827号 岡山市南区小串米崎灯台 基点第902号 玉野市番田大入崎北東端に設置した標識 点ア 基点第671号から玉野市大蛇島(佐島)東端見通し線と、基点第827号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点 点イ 基点第652号から玉野市花崎船越高見通し線と、基点第827号から香川県小豆郡土庄町小豊島東端見通し線との交差点 点ウ 点イから香川県香川郡直島町直島重石ノ鼻見通し線と、基点第902号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点 点エ 点オから玉野市大蛇島(佐島)北端見通し線と、基点第902号から香川県小豆郡土庄町豊島宮崎見通し線との交差点 点オ 点アから基点第827号見通し線上点アから200メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	岡山市南区小串、阿津、玉野市番田、岡上、山田、沼	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第71号	たまの漁業協同組合 (駒上漁業協同組合入漁権設定)	玉野市番田地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域。ただし、河川、溝渠等の区域は除く。 (1)基点第914号、点ア、点イ及び基点第838号の各点を順次結んだ3直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第671号 岡山市東区正備片岡別荘(鯉塘)突端に設置した標識 基点第838号 岡山市南区小串相引西防波堤突端に設置した標識 基点第854号 岡山市南区小串米崎南端に設置した標識 基点第914号 玉野市番田・駒上寄吉市南護岸防波に設置した標識 基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識 点ア 基点第671号から基点第1004号見通し線と、基点第914号から真方位139度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧虹山高見通し線)との交差点 点イ 基点第854号から点ア見通し線と、基点第838号から真方位152度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧虹山高見通し線)との交差点 (2)基点第935号、点ウ、点エ及び基点第936号の各点を順次結んだ3直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第935号 玉野市番田宇編館2972番地先に設置した標識 基点第936号 玉野市番田宇編館2937番地先に設置した標識 点ウ 基点第935号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第935号から430メートルの点 点エ 基点第936号から岡山市東区大島沖竹ノ子島南端見通し線上基点第936号から450メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	玉野市番田	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
岡区第72号	胸上漁業協同組合 朝日漁業協同組合 小串漁業協同組合 たまの漁業協同組合	岡山市東区大島西地先(長州)	点ク、点サ、点ウ、点セ、点シ、点オ、点力及び点コクの各点を順次結んだ7直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第611号 岡山市東区大島大ノ鼻北端に設置した標識 基点第616号 岡山市東区大島沖竹ノ子島南端に設置した標識 基点第658号 岡山市東区九尾九雄港東防波突端南東端角に設置した標識 基点第902号 玉野市香田大入崎北東端に設置した標識 基点第903号 玉野市香田大入崎南東端に設置した標識 基点第919号 玉野市香田田川川を長河口えん北東端角に設置した標識 点ア 点力から基点第658号見通し線上点力から250メートルの点 点イ 基点第658号から香川県小豆郡土庄町小豆島東端見通し線と、基点第616号から玉野市小経島(蛭子島)島頂見通し線との交差点 点ウ 基点第902号から真方位143度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線)と、基点第616号から玉野市小経島(蛭子島)島頂見通し線との交差点 点エ 点力から基点第919号見通し線上点力から100メートルの点 点オ 点キから基点第919号見通し線上点力から250メートルの点 点カ 基点第658号から香川県小豆郡土庄町小豆島東端見通し線と、基点第611号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線との交差点 点キ 基点第919号から真方位162度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線)と、基点第611号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線との交差点 点ク 点オから点ア見通し延長線上点アから300メートルの点 点ケ 点イから基点第616号見通し線上点イから300メートルの点 点コ 点スから基点第903号見通し線上点スから100メートルの点 点サ 点ウから玉野市沼黒山鼻東端見通し線と、基点第903号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎見通し線との交差点 点シ 点サから香川県小豆郡土庄町豊島白崎見通し線上点サから100メートルの点 点ス 基点第611号から玉野市沼出崎丸山東端見通し線と、基点第903号から香川県小豆郡土庄町豊島白崎見通し線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	玉野市胸上、山田、沼、番田、岡山市南区小串、阿津、大島、正儀	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第73号	胸上漁業協同組合	玉野市胸上地先	基点第907号、点イ、点ウ、点エ、点オ及び基点第914号を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識 基点第914号 玉野市香田・胸上界吾浦海岸防上に設置した標識 基点第921号 玉野市胸上山田港東防波堤南端に設置した標識 基点第1003号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識 基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識 点ア 基点第914号から真方位139度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線)と、基点第1004号から玉野市香田大入崎東端見通し線との交差点 点イ 基点第921号から玉野市大蛭島(蛭島)東端見通し線と、基点第907号から基点第1003号見通し線との交差点 点ウ 点イから玉野市大蛭島(蛭島)東端見通し線上点イから950メートルの点 点エ 点ウから真方位152度見通し線上点エから650メートルの点 点オ 点アから真方位139度見通し線(香川県小豆郡土庄町豊島旧蛇山高見通し線)上点アから450メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	玉野市胸上、山田、沼	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第74号	胸上漁業協同組合	玉野市沼出崎地先	基点第1003号、点イ、点ウ及び基点第1004号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第907号 玉野市胸上波張崎南端に設置した標識 基点第926号 玉野市胸上アイカイ堤家株式会社才崎埋立地南端角に設置した標識 基点第1003号 玉野市沼黒山鼻突端に設置した標識 基点第1004号 玉野市沼出崎東端に設置した標識 点ア 基点第907号から基点第1003号見通し線と、基点第926号から玉野市大蛭島(蛭島)西端見通し線との交差点 点イ 点アから香川県小豆郡土庄町豊島見山山頂見通し線上点アから600メートルの点 点ウ 点アから香川県小豆郡土庄町豊島見山山頂見通し線上点アから1,500メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	玉野市胸上、山田、沼	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第75号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市六口島西地先	基点第1259号、点ア、点イ、点ウ及び点イの各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1215号 倉敷市下津井1丁目祇園神社 基点第1241号 倉敷市六口島長谷鼻に設置した標識 基点第1242号 倉敷市上灘地島東端に設置した標識 基点第1259号 倉敷市六口島西端に設置した標識 点ア 基点第1259号から基点第1242号見通し線上基点第1259号から50メートルの点 点イ 基点第1215号から点ア見通し延長線と、香川県丸亀市本島カブラ崎鼻から香川県丸亀市本島福部島(向小島)西端見通し延長線との交差点 点ウ 基点第1241号から漢口市寄島町寄島山頂(81)見通し線と、香川県丸亀市本島カブラ崎鼻から香川県丸亀市本島福部島(向小島)西端見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	のり、わかめ養殖業	第1種区画漁業 のり、わかめ養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第76号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市上水島地先	点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ、点キ及び点イの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1239号 倉敷市上水島南端に設置した標識 基点第1244号 倉敷市太瀬地島南端に設置した標識 基点第1245号 倉敷市上水島北端に設置した標識 基点第1265号 倉敷市上水島西端に設置した標識 基点第1267号 倉敷市イゴ渡地島北端に設置した標識 基点第1268号 倉敷市水島川崎通1丁目JFEスチール株式会社東南端に設置した標識 基点第1270号 倉敷市上灘地島北西端に設置した標識 基点第1273号 倉敷市水島川崎通1丁目JFEスチール株式会社西南端角に設置した標識 基点第1455号 倉敷市下水島北端に設置した標識 基点第1456号 倉敷市下水島東端に設置した標識 点ア 基点第1268号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻見通し線と、基点第1245号と基点第1267号を結んだ直線との交差点 点イ 点アから基点第1267号見通し線上点アから500メートルの点 点ウ 点エから点ケ見通し延長線と、点イから真方位218度見通し線との交差点 点エ 基点第1268号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻見通し線と、基点第1270号と基点第1455号を結んだ直線との交差点 点オ 基点第1273号から真方位180度見通し線と、基点第1270号と基点第1455号を結んだ直線との交差点 点カ 基点第1456号から真方位71度見通し線と、基点第1265号から倉敷市水島島崎南鼻見通し線との交差点 点キ 基点第1456号から真方位71度見通し線と、基点第1267号から基点第1245号見通し延長線との交差点 点ク 基点第1268号から香川県丸亀市手島馬ノ口鼻見通し線と、基点第1239号と基点第1244号を結んだ直線との交差点 点ケ 点クから基点第1244号見通し線上点クから400メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第77号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市網代、茶抵地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ及び点イの各点を順次結んだ5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1239号 倉敷市上水島南端に設置した標識 基点第1467号 倉敷市茶抵北端に設置した標識 点ア 香川県丸亀市広島置鼻から基点第1467号見通し延長線上基点第1467号から320メートルの点 点イ 点アから倉敷市網代北端見通し延長線と、西尾市寄島町佐島から倉敷市大網杓島北端見通し延長線との交差点 点ウ 漢口市寄島町寄島山頂から倉敷市大網杓島北端見通し延長線と、倉敷市茶抵北東端から倉敷市下水島西端見通し延長線との交差点 点エ 点力から点ウ見通し線上点力から360メートルの点 点オ 点力から点ア見通し線上点力から300メートルの点 点カ 基点第1239号から点ウ見通し線と点アから倉敷市上灘地島北端見通し線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
同区第78号	児島漁業協同組合 下津井地区漁業協同組合連合会 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市児島味野、下の町、田の口、唐草地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)及び(3)に掲げる区域を除いた区域 (1) 基点第1201号及び基点第1257号を結んだ直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域。 ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識 基点第1257号 倉敷市児島味野川の宮突端に設置した標識 (2) 基点第1201号及び基点第1203号を結んだ直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域。 点の位置 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識 基点第1203号 倉敷市児島唐等4丁目軸石鼻防波堤突端に設置した標識 (3) 基点第1289号、点ア、点イ、点ウ及び基点第1290号を順次結んだ4直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1289号 倉敷市児島唐等4丁目164-49地先に設置した標識 点ア 基点第1289号から真方位250度見通し線上基点第1289号から213メートルの点 点イ 点アから真方位312度見通し線上点アから260メートルの点 点ウ 基点第1290号から真方位180度見通し線上基点第1290号から190メートルの点	第一種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	(1)各港の出入口に船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。 (2)漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第79号	児島漁業協同組合 下津井地区漁業協同組合連合会 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市児島、大島地先	基点第1284号、点ア、点イ、点ウ及び点エの各点を順次結んだ4直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1257号 倉敷市児島味野川の宮突端に設置した標識 基点第1279号 倉敷市笠島南端に設置した標識 基点第1284号 倉敷市児島元浜町北東角防波堤基部に設置した標識 点ア 基点第1284号から基点第1279号見通し線と、基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線との交差点 点イ 基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線と、基点第1279号から点ウ見通し線との交差点 点ウ 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端(基部) 点エ 倉敷市児島元浜町68番地22地先児島ポートレーヌ堤の側壁の東端に設置した標識	第一種区画漁業	わかめ養殖業	第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年6月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第80号	児島漁業協同組合 下津井地区漁業協同組合連合会 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市児島唐等地先	基点第1201号及び基点第1203号を結んだ直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第1201号 倉敷市・玉野市界松ヶ鼻突端大石に設置した標識 基点第1203号 倉敷市児島唐等4丁目軸石鼻防波堤突端に設置した標識	第一種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	(1)各港の出入口に船舶の航行に必要な通路を設け、関係機関の指示に従い標識灯を設置しなければならない。 (2)漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第81号	児島漁業協同組合 下津井地区漁業協同組合連合会 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市大島地先	点ア、点イ、点ウ及び基点第1283号の各点を順次結んだ3直線と倉敷市児島元浜町児島ポートレーヌ堤場一文字波止堤防とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1205号 倉敷市児島田の口6丁目蘆山岬突端に設置した標識 基点第1257号 倉敷市児島味野川の宮突端に設置した標識 基点第1279号 倉敷市笠島南端に設置した標識 基点第1283号 倉敷市児島元浜町児島ポートレーヌ堤場一文字波止堤防南端に設置した標識 点ア 倉敷市児島元浜町6番地3地先防波堤北端(基部) 点イ 点アから基点第1279号見通し線と、基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線との交差点 点ウ 基点第1257号から倉敷市大島大島漁港新防波堤北曲角部見通し線と、基点第1205号から基点第1283号見通し線との交差点	第一種区画漁業	わかめ養殖業	第1種区画漁業 わかめ養殖業 10月1日から翌年6月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第82号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市釜島地先	基点第1220号、点ア及び点イの各点を順次結んだ2直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1206号 倉敷市児島下の町9-18-34福山通運株式会社児島営業所南西端角に設置した標識 基点第1220号 倉敷市釜島北東端に設置した標識 点ア 基点第1220号から倉敷市釜島北東端見通し線と、倉敷市釜島東高(22)から基点第1206号見通し線との交差点 点イ 倉敷市釜島東高(22)から基点第1206号見通し線と最大大潮時海岸線との交差点	第一種区画漁業	わかめ、ひじき、こんぶ養殖業	第1種区画漁業 わかめ、ひじき、こんぶ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第83号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市釜島西地先	基点第1222号、点ア、点イ及び基点第1221号の各点を順次結んだ3直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1221号 倉敷市釜島南端に設置した標識 基点第1222号 倉敷市釜島西端に設置した標識 点ア 基点第1222号から香川県坂出市榎石島大榎島高見通し線と、倉敷市大島久須美鼻灯標から香川県坂出市小瀬居島高見通し線との交差点 点イ 基点第1221号から香川県坂出市榎石島北端見通し線と、倉敷市大島久須美鼻灯標から香川県坂出市小瀬居島高見通し線との交差点	第一種区画漁業	わかめ、ひじき、こんぶ養殖業	第1種区画漁業 わかめ、ひじき、こんぶ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第84号	下津井地区漁業協同組合連合会 児島漁業協同組合 下津井漁業協同組合 第一下津井漁業協同組合	倉敷市六口島地先	基点第1223号、点ア、点イ及び基点第1259号の各点を順次結んだ3直線と最大大潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1216号 倉敷市下津井4丁目灯竜崎(西ノ崎)突端に設置した標識 基点第1223号 倉敷市六口島北東端に設置した標識 基点第1242号 倉敷市上灘地島東端に設置した標識 基点第1259号 倉敷市六口島北端に設置した標識 点ア 基点第1223号から基点第1216号見通し線上基点第1223号から50メートルの点 点イ 基点第1259号から基点第1242号見通し線上基点第1259号から50メートルの点	第一種区画漁業	あかがい、あさり垂下式養殖業	第1種区画漁業 あかがい、あさり垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	倉敷市(旧児島市)	
同区第85号	島崎連島漁業協同組合	倉敷市連島町鶴新田地先(高梁川下流)	点ア、点イ、基点第1303号、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地蔵 基点第1304号 倉敷市連島町鶴新田大島大橋下流側東端から388メートルの点 基点第1310号 倉敷市連島町鶴新田船溜まりの石積防波堤基部 基点第1402号 倉敷市玉島乙島株式会社クラレ南東国土交通省が設置した標識 基点第1415号 倉敷市玉島上成新築橋西端に設置した標識 基点第1417号 倉敷市玉島島崎崎崎公園内西の水汲池各堤 点ア 点ウから基点第1304号見通し延長線と、基点第1310号から基点第1417号見通し線との交差点 点イ 基点第1304号から点ア見通し延長線と、基点第1303号から基点第1402号見通し線との交差点 点ウ 基点第1402号から倉敷市玉島上成新築橋東詰見通し線と、基点第1303号から基点第1415号見通し線との交差点 点エ 基点第1310号から基点第1417号見通し線上基点第1310号から80メートルの点	第三種区画漁業	はまぐり、あさり養殖業	第3種区画漁業 はまぐり、あさり養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	個別	倉敷市連島	
同区第86号	島崎連島漁業協同組合	倉敷市大柄杓島地先	点ア、基点第1448号、点オ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1448号 倉敷市大柄杓島北端に設置した標識 基点第1467号 倉敷市茶抵北端に設置した標識 点ア 基点第1448号から高梁川中国電力送電線鉄塔見通し線と、基点第1467号から淡口市寄島町寄島東端見通し線との交差点 点イ 基点第1467号から淡口市寄島町寄島東端見通し線と、高梁川導流堤突端灯台から香川県丸亀市手島馬の口鼻見通し線との交差点 点ウ 基点第1448号から淡口市寄島町寄島南端見通し線と、高梁川導流堤突端灯台から香川県丸亀市手島馬の口鼻見通し線との交差点 点エ 点イから淡口市寄島町寄島東端見通し線上点イから400メートルの点 点オ 点ウから淡口市寄島町寄島南端見通し線上点ウから400メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	倉敷市玉島島崎	漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
同区第87号	黒崎連島漁業協同組合	倉敷市下水島地先	点エ、点オ、点力、点キ、点コ、点ケ及び点ウの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域 点の位置 基点1265号 倉敷市上水島西端に設置した標識 基点1456号 倉敷市下水島東端に設置した標識 点ア 倉敷市児島塩生瀬戸塩浜株式会社地先棧橋南端から淡口市寄島町青佐鼻東端見通し線と、真鍋島大明神鼻北東端から高梁川航路第3号灯浮標見通し線との交差点 点イ 倉敷市児島塩生瀬戸塩浜株式会社地先棧橋南端から淡口市寄島町青佐鼻東端見通し線と、倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド産業物産立置岸南東端から真方位161度見通し線との交差点 点ウ 倉敷市細瀬地島島頂から淡口市寄島町寄島南端見通し線と、倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド産業物産立置岸南東端角から真方位161度見通し線との交差点 点エ 倉敷市玉島乙島玉島ハーバーアイランド産業物産立置岸南東端角から真方位161度見通し線と、基点1265号から基点1456号の見通し線との交差点 点オ 点ウから淡口市寄島町寄島南端見通し線上点ウから150メートルの点 点力 倉敷市細瀬地島島頂から淡口市寄島町寄島南端見通し線と、倉敷市大納約島西端から倉敷市玉島黒崎沙美漁港東防波堤突端灯標見通し線との交差点 点キ 倉敷市大納約島西端から倉敷市玉島黒崎沙美漁港東防波堤突端灯標見通し線と、真鍋島大明神鼻北東端から高梁川航路第3号灯浮標見通し線との交差点 点ウ 点アから点キ見通し線上点アから60メートルの点 点ケ 点イから点ウ見通し線上点イから60メートルの点 点コ 点ケから点ク見通し延長線上点クから200メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	倉敷市玉島黒崎	漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第88号	黒崎連島漁業協同組合	倉敷市玉島黒崎地先	点ウ、点エ、点オ、点力及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1435号 倉敷市玉島黒崎寄所鼻南東端に設置した標識 基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識 点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島空同線№11鉄塔から基点第1435号見通し延長線上 基点第1435号から2、260メートルの点 点イ 点アから基点第1435号見通し線上点アから350メートルの点 点ウ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から2、080メートルの点 点エ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から1、720メートルの点 点オ 点エから点イ見通し延長線と、倉敷市玉島柏島樺根山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点 点力 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島樺根山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	倉敷市玉島黒崎	漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第89号	黒崎連島漁業協同組合	倉敷市玉島黒崎地先	点ウ、点エ、点オ、点力及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1435号 倉敷市玉島黒崎寄所鼻南東端に設置した標識 基点第1441号 倉敷市玉島黒崎帆崎南端に設置した標識 点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島空同線№11鉄塔から基点第1435号見通し延長線上 基点第1435号から2、910メートルの点 点イ 点アから基点第1435号見通し線上点アから350メートルの点 点ウ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から2、750メートルの点 点エ 基点第1441号から手島高ノ越鼻西端見通し線上基点第1441号から2、370メートルの点 点オ 点イから点エ見通し線と、倉敷市玉島柏島樺根山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点 点力 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島樺根山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	倉敷市玉島黒崎	漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第90号	黒崎連島漁業協同組合	倉敷市玉島黒崎地先	点ウ、点エ、点オ、点力及び点ウの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1435号 倉敷市玉島黒崎寄所鼻南東端に設置した標識 点ア 中国電力送電線新倉敷玉島線及び玉島空同線№11鉄塔から基点第1435号見通し延長線上基点第1435号から3、560メートルの点 点イ 点アから基点第1435号見通し線上点アから350メートルの点 点ウ 玉島黒崎沙美漁港増堤(西)灯浮標から手島高ノ越鼻西端見通し線上玉島黒崎沙美漁港増堤(西)灯浮標から3、900メートルの点 点エ 玉島黒崎沙美漁港増堤(西)灯浮標から手島高ノ越鼻西端見通し線上玉島黒崎沙美漁港増堤(西)灯浮標から3、550メートルの点 点オ 点イから点エ見通し線と、倉敷市玉島柏島樺根山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点 点力 点アから点ウ見通し線と、倉敷市玉島柏島樺根山(30)から玉島港一文字防波堤(西)南東端見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 10月1日から翌年4月10日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	倉敷市玉島黒崎	漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第91号	黒崎連島漁業協同組合	倉敷市玉島黒崎沙美西地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第1438号、基点第1446号、点ア、点イ及び基点第1440号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、河川、溝渠等の区域を除く。 点の位置 基点第1435号 倉敷市玉島黒崎寄所鼻南東端に設置した標識 基点第1438号 倉敷市玉島黒崎西防鼻南端に設置した標識 基点第1440号 倉敷市玉島黒崎山王南東端に設置した標識 基点第1446号 倉敷市玉島黒崎沙美漁港防波堤南西端 点ア 基点1435号から淡口市寄島町一文字防波堤南端見通し線と、基点第1446号から香川県丸亀市手島東端見通し線との交差点 点イ 基点1435号から淡口市寄島町一文字防波堤南端見通し線と、基点第1440号から香川県丸亀市手島高頂見通し線との交差点 (2)点ウ、エ、オ及び基点第1439号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1439号 倉敷市玉島黒崎妙見川左岸角に設置した標識 点ウ 倉敷市玉島黒崎550番地地先防波堤西側突端 点エ 点ウから真方位200度40分見通し線上点ウから198メートルの点 点オ 基点第1439号から真方位158度10分見通し線上基点第1439号から301メートルの点	第三種区画漁業	もがい、あかがい養殖業	第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	個別	倉敷市玉島黒崎	
同区第92号	寄島町漁業協同組合 黒崎連島漁業協同組合	倉敷市玉島黒崎南浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1442号 倉敷市玉島黒崎傍ノ鼻南端に設置した標識 基点第1501号 倉敷市・淡口市界に設置した標識 基点第1505号 淡口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識 基点第1507号 基点第1505号から寄島千拓堤防上北へ200メートルの地点に設置した標識 点ア 基点第1501号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線と、基点第1507号から倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線との交差点 点イ 点アから倉敷市玉島黒崎帆崎見通し線上点アから200メートルの点 点ウ 点イから基点1442号見通し線上点イから200mの点 点エ 点アから基点第1501号見通し線上点アから200メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 4月1日から10月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	倉敷市玉島黒崎、淡口市寄島町	漁期終了日までには漁場の清掃をしなければならない。
同区第93号	寄島町漁業協同組合	淡口市寄島町寄島南地先	点エ、点オ、点ウ、基点第1509号、基点第1528号及び点エの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1508号 淡口市寄島町寄島東端に設置した標識 基点第1509号 淡口市寄島町三郎島南端に設置した標識 基点第1525号 淡口市寄島町一文字防波堤北端に設置した標識 基点第1526号 淡口市寄島町一文字防波堤南端に設置した標識 基点第1528号 淡口市寄島町三郎島北端に設置した標識 点ア 基点第1508号から香川県丸亀市手島基平鼻突端見通し線上基点第1508号から100メートルの点 点イ 基点第1508号から香川県丸亀市手島基平鼻突端見通し線上基点第1508号から900メートルの点 点ウ 基点第1509号から手島高ノ越鼻東端見通し線上基点第1509号から700メートルの点 点エ 基点第1525号から基点第1526号見通し延長線と基点第1528号から点ア見通し延長線との交差点 点オ 基点第1525号から基点第1526号見通し延長線と点ウから点イ見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	淡口市寄島町	

免許番号	漁業種者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
同区第94号	寄島町漁業協同組合	浅口市寄島町安倉地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1501号 倉敷市・浅口市界に設置した標識 基点第1505号 浅口市寄島町三郎港内防波堤基部に設置した標識 基点第1507号 基点第1505号から寄島干拓堤防上北へ200メートルの地点に設置した標識 基点第1532号 浅口市寄島町中安倉東防波堤基部に設置した標識 点ア 基点第1507号から倉敷市玉島黒崎崎見通し線上基点第1507号から900メートルの点 (浅口市寄島町一文字防波堤南端から350メートルの点) 点イ 基点第1501号から香川県丸亀市広島町小手島東端見通し線と、基点第1507号から倉敷市玉島黒崎崎見通し線との交差点 点ウ 点イから基点第1501号見通し線上点アから200メートルの点 点エ 点アから基点第1532号見通し線上点アから200メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 4月1日から10月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	浅口市寄島町	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
同区第95号	寄島町漁業協同組合	浅口市寄島町寄島西地先	基点第1529号、基点第1509号、点イ及び基点第1533号を順次結んだ3直線と最大大潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識 基点第1529号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から100メートルの地点に設置した標識 基点第1533号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟増堤東端 基点第1535号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟増堤東端 基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識 点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島大島西端見通し線と基点第1601号から300メートルの点 点イ 基点第1509号から点ア見通し線と、基点第1533号から基点第1535号見通し延長線との交差点	第一種区画漁業	あさり、あかがい、とりがい垂下式養殖業	第1種区画漁業 あさり、あかがい、とりがい垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	浅口市寄島町	
同区第96号	寄島町漁業協同組合	倉敷市玉島乙島地先(高梁川下流)	基点第1402号、点ア、点イ、点ウ及び基点第1402号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1303号 倉敷市連島町鶴新田西岡崎大がんぎ石地蔵 基点第1310号 倉敷市連島町鶴新田船溜まりの石積防波堤基部 基点第1402号 倉敷市玉島乙島株式会社クラシム南東国土交通省が設置した標識 基点第1415号 倉敷市玉島上原新築防波堤に設置した標識 基点第1417号 倉敷市玉島乙島黒崎公堂内の水道記念碑 点ア 基点第1402号から基点第1303号見通し線上基点第1402号から700メートルの点 点イ 基点第1415号から点ア見通し線と、基点第1417号から基点第1310号見通し線との交差点 点ウ 基点第1417号から基点第1310号見通し線上基点1417号から75メートルの点	第三種区画漁業	はまぐり、あさり養殖業	第3種区画漁業 はまぐり、あさり養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	個別	倉敷市玉島乙島、柏島、勇崎	
同区第97号	寄島町漁業協同組合	浅口市寄島町寄島南地先	基点第1529号、基点第1509号、点ア及び基点第1530号の各点を順次結んだ3直線と最大大潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識 基点第1529号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から100メートルの地点に設置した標識 基点第1530号 基点第1509号から浅口市寄島町寄島西端見通し線と最大大潮時海岸線との交差点 点ア 基点第1530号から香川県丸亀市手島西南端見通し線上基点第1530号から50メートルの点	第三種区画漁業	あさり養殖業	第3種区画漁業 あさり養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	個別	浅口市寄島町	
同区第98号	寄島町漁業協同組合	浅口市寄島町寄島南地先	点イ、基点第1509号及び基点第1508号を順次結んだ2直線と最大大潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1508号 浅口市寄島町寄島東端に設置した標識 基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識 基点第1530号 基点第1509号から浅口市寄島町寄島西端見通し線と最大大潮時海岸線との交差点 点ア 基点第1530号から香川県丸亀市手島西端見通し線上基点第1530号から50メートルの点 点イ 基点第1509号から点ア見通し延長線と最大大潮時海岸線との交差点	第三種区画漁業	もがい、あかがい養殖業	第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	個別	浅口市寄島町	
同区第99号	寄島町漁業協同組合	浅口市寄島町寄島西地先	次に掲げる(1)の区域のうち(2)に掲げる区域を除いた区域 (1)基点第1529号、基点第1509号、点ア、点イ及び基点第1601号を順次結んだ4直線と最大大潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1509号 浅口市寄島町三郎島南端に設置した標識 基点第1529号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防東基部から100メートルの地点に設置した標識 基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識 点ア 基点第1509号から香川県丸亀市豊島高ノ越鼻突端見通し線上基点第1509号から700メートルの点 点イ 基点第1601号から笠岡市大島西端見通し線上基点第1601号から450メートルの点 (2)基点第1533号、第1534号、第1536号、基点第1535号及び基点第1533号の各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1533号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟増堤東基部 基点第1534号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟増堤東基部 基点第1535号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟増堤東端 基点第1536号 浅口市寄島町寄島干拓西堤防地先人工干潟増堤南西端	第三種区画漁業	もがい、あかがい養殖業	第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	個別	浅口市寄島町	
同区第100号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市大島中、西大島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 点ア 基点第1606号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第1606号から650メートルの点 点イ 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見通し線上基点第1601号から650メートルの点 点ウ 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻突端見通し線上基点第1601号から1、100メートルの点 点エ 基点第1606号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第1606号から1、100メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
同区第101号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市大島中、西大島地先	基点第1601号、点ア、点イ、点ウ、点エ及び基点第1606号の各点を順次結んだ5直線と最大大潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1601号 笠岡市・浅口市界の標識 基点第1603号 笠岡市大島中正頭長そわいに設置した標識 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1720号 笠岡市神島外浦龍落鼻東端に設置した標識 点ア 基点第1601号から笠岡市真鍋島天神鼻見通し線上基点第1601号から450メートルの点 点イ 基点第1603号から笠岡市真鍋島西端見通し線上基点第1603号から450メートルの点 点ウ 基点第1606号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第1606号から450メートルの点 点エ 基点第1606号から基点第1720号見通し線上基点第1606号から450メートルの点	第三種区画漁業	もがい、あかがい養殖業	第3種区画漁業 もがい、あかがい養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	個別	笠岡市大島中、西大島、西大島新田	
同区第102号	大島美の浜漁業協同組合	笠岡市神島天神、古江地先	基点第1710号、点ア、点イ及び基点第1715号の各点を順次結んだ3直線と最大大潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1619号 笠岡市神島外浦龍落鼻東端に設置した標識 基点第1710号 笠岡市神島天神社常夜灯から基点第1619号見通し線と最大大潮時海岸線との交差点 基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識 点ア 基点第1710号から基点第1619号見通し線上基点第1710号から80メートルの点 点イ 基点第1715号から基点第1606号見通し線上基点第1715号から550メートルの点	第三種区画漁業	もがい養殖業	第3種区画漁業 もがい養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島、入江、横島、美の浜、富岡	
同区第103号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市神島御崎地先	点イ、点ウ、点オ、点カ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識 基点第1731号 笠岡市神島御崎南端に設置した標識 点ア 基点第1731号から真方位180度見通し線上基点第1731号から200メートルの点 点イ 基点第1730号から笠岡市横子島西端見通し線上基点第1730号から100メートルの点 点ウ 基点第1730号から笠岡市横子島西端見通し線上基点第1730号から400メートルの点 点オ 基点第1731号から真方位180度見通し線上基点第1731号から250メートルの点 点カ 点ウから点エ見通し延長線上点エから250メートルの点 点カ 点イから点ア見通し延長線上点アから250メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島、入江、横島、美の浜、富岡、白石島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
岡区第104号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市神島外浦藤の浦地先	点ア、点イ、点ウ、点エ、点オ、点カ及び点アの各点を順次結んだ6直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1720号 笠岡市神島外浦龍落鼻東端に設置した標識 基点第1721号 笠岡市神島外浦東岩南端に設置した標識 基点第1723号 笠岡市神島外浦間崎鼻(22番所)に設置した標識 点ア 基点第1720号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第1720号から250メートルの点 点イ 基点第1720号から笠岡市北木島布越鼻東端見通し線上基点第1720号から500メートルの点 点ウ 基点第1721号から笠岡市白石島仕切鼻見通し線上基点第1721号から500メートルの点 点エ 基点第1723号から笠岡市高島台の鼻見通し線上基点第1723号から500メートルの点 点オ 基点第1723号から笠岡市高島台の鼻見通し線上基点第1723号から250メートルの点 点カ 基点第1721号から笠岡市白石島仕切鼻見通し線上基点第1721号から250メートルの点	第一種区画漁業	のり、あおのり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで 第1種区画漁業 あおのり養殖業 2月1日から7月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第105号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市高島稲積島北西地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識 基点第1778号 笠岡市高島南西百間ソワイ燈標 点ア 基点第1730号から基点第1778号見通し線上基点第1730号から1、200メートルの点 点イ 基点第1730号から基点第1778号見通し線上基点第1730号から1、700メートルの点 点ウ 点イから真方位242度見通し線上点イから700メートルの点 点エ 点アから真方位242度見通し線上点アから700メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第106号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市高島北地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1724号 笠岡市神島外浦神島外浦防波堤燈台 基点第1766号 笠岡市高島仏崎北端に設置した標識 基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識 点ア 基点第1766号から基点第1724号見通し線上基点第1766号から200メートルの点 点イ 基点第1766号から基点第1724号見通し線上基点第1766号から700メートルの点 点ウ 基点第1767号から基点第1606号見通し線上基点第1767号から500メートルの点 点エ 点ウから笠岡市小高島東端見通し線上点ウから250メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第107号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市高島東南地先	点ア、点イ、点カ、点オ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識 基点第1768号 笠岡市高島東端ハベの木鼻に設置した標識 基点第1805号 笠岡市白石島仕切鼻東端から西200メートルの点に設置した標識 点ア 基点第1767号から笠岡市総島見通し線上基点第1767号から450メートルの点 点イ 基点第1767号から笠岡市総島見通し線上基点第1767号から700メートルの点 点ウ 基点第1768号から基点第1805号見通し線上基点第1768号から350メートルの点 点エ 基点第1768号から基点第1805号見通し線上基点第1768号から100メートルの点 点オ 点エから点ア見通し線上点エから100メートルの点 点カ 点ウから点イ見通し線上点ウから100メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第108号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市高島南西地先	点イ、点ウ、点カ、点オ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1753号 笠岡市明地島南西端(シロ石)に設置した標識 基点第1756号 笠岡市稲積島南端に設置した標識 基点第1770号 笠岡市高島南西端与次郎鼻に設置した標識 基点第1778号 笠岡市高島南西百間ソワイ燈標 基点第1829号 笠岡市白石島小山頂上に設置した標識 点イ 基点第1770号から基点第1829号見通し線上基点第1770号から100メートルの点 点ウ 基点第1756号から基点第1829号見通し線上基点第1756号から300メートルの点 点カ 点イから基点第1829号見通し線上点イから300メートルの点 点オ 基点第1778号から基点第1829号見通し線上基点第1778号から350メートルの点 点イ 点ウから福山市柳町(仙酔島見通し線と、基点第1756号から笠岡市小飛島北端エノコシ鼻見通し線との交差点 点カ 点ウから点エ見通し線と、基点第1756号から笠岡市小飛島北端エノコシ鼻見通し線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第109号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市高島差出島地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識 基点第1748号 笠岡市明地島北端に設置した標識 基点第1749号 笠岡市明地島北東端に設置した標識 点ア 笠岡市差出島赤石から基点第1748号見通し線上笠岡市差出島赤石から50メートルの点 点イ 笠岡市差出島赤石から基点第1748号見通し線上笠岡市差出島赤石から100メートルの点 点ウ 基点第1744号から基点第1749号見通し線上基点第1744号から100メートルの点 点エ 基点第1744号から基点第1749号見通し線上基点第1744号から50メートルの点	第一種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第110号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市神島外浦地先	基点第1715号、点ア、点イ及び基点第1720号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1606号 笠岡市西大島黒岩に設置した標識 基点第1715号 笠岡市神島東側、神島・神島外浦界防波堤階段に設置した標識 基点第1720号 笠岡市神島外浦龍落鼻東端に設置した標識 点ア 基点第1715号から基点第1606号見通し線上基点第1715号から550メートルの点 点イ 基点第1720号から倉敷市下水島北端見通し線と、点アから笠岡市総島頂見通し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 10月1日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第111号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市神島外浦大道地先	点ア、点イ、点ウ、点エ及び点アの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1725号 笠岡市神島外浦外浦大道(環岸堤西端)鼻に設置した標識 基点第1727号 笠岡市神島外浦龍山南端に設置した標識 基点第1748号 笠岡市明地島北端に設置した標識 基点第1772号 笠岡市高島汐口鼻東(台の鼻大岩)に設置した標識 点ア 基点第1727号地先石積防波堤東端から基点第1772号見通し線上基点第1727号地先石積防波堤東端から175メートルの点 点イ 点アから基点第1772号見通し線上点アから250メートルの点 点ウ 基点第1727号から基点第1748号見通し線上基点第1727号から650メートルの点 点エ 基点第1726号から点ア見通し線上基点第1726号から250メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛島	
岡区第112号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市神島外浦江の浜地先	点エ、点オ、点カ、点キ及び点エの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1730号 笠岡市神島西側、神島・神島外浦界に設置した標識 基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識 点ア 基点第1755号から笠岡市神島オノノ山頂見通し線と最大高潮時海岸線との交差点 点イ 点アから基点第1755号見通し線上点アから100メートルの点 点ウ 点アから基点第1755号見通し線上点アから350メートルの点 点エ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第1730号から350メートルの点 点オ 基点第1730号から笠岡市梶子島西端見通し線上基点第1730号から100メートルの点 点カ 点イから点オ見通し線上点イから150メートルの点 点キ 点ウから点エ見通し線上点ウから150メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛島	

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
岡区第113号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市高島高浜、王治地先	基点第1779号、点ア、点イ、基点第1766号及び基点第1773号の各点を順次結んだ4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、最大高潮時海岸線から突出し50メートルの区域を除く。 点の位置 基点第1724号 笠岡市神島外清神島外港西防波堤台 基点第1732号 笠岡市神島外浦中村西防波堤突端に設置した標識 基点第1744号 笠岡市差出島南端に設置した標識 基点第1766号 笠岡市高島仙崎北端に設置した標識 基点第1773号 笠岡市高島分口北北端に設置した標識 笠岡市高島土港北防波堤基部に設置した標識 点ア 点イから基点第1744号見通し線と、基点第1732号から基点第1779号見通し線との交差点 点イ 基点第1766号から基点第1724号見通し線と基点第1766号から250メートルの点	第一種区画漁業	かき、あさり垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき、あさり垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	笠岡市神島外浦、高島、飛島	
岡区第114号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市白石島西之浦地先	基点第1819号、点ア、点イ、点ウ、点エ、点カ及び基点第1837号の各点を順次結んだ6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1755号 笠岡市稲積島北端に設置した標識 基点第1756号 笠岡市稲積島南端に設置した標識 基点第1770号 笠岡市高島西端与太郎鼻に設置した標識 基点第1819号 笠岡市弁天島西端に設置した標識 基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識 基点第1836号 笠岡市白石島亀石に設置した標識 基点第1837号 笠岡市弁天島東北端に設置した標識 点ア 基点第1819号から基点第1827号見通し延長線と、基点第1836号から笠岡市島山見通し線との交差点 点イ 笠岡市白石島石神山山頂から福山市朝町仙酔島高見通し線と、基点第1836号から笠岡市島山見通し線との交差点 点ウ 点イから福山市朝町仙酔島高見通し線と点イから350メートルの点 点エ 点ウから基点第1755号見通し線と、点カから点イ見通し延長線との交差点 点カ 基点第1827号から基点第1756号見通し線と基点第1827号から500メートルの点 点カ 基点第1837号から基点第1770号見通し線と基点第1837号から500メートルの点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	笠岡市白石島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第115号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市カナリ島北部地先	点イ、点オ、点エ、点ウ及び点イの各点を順次結んだ4直線によって囲まれた区域 点の位置 基点第1810号 笠岡市白石島ヒラタ鼻に設置した標識 基点第1814号 笠岡市カナリ島南端に設置した標識 基点第1822号 笠岡市稲積島東端に設置した標識 点ア 基点第1814号から基点第1810号見通し線と、基点第1822号から笠岡市神島御崎南端見通し線との交差点 点イ 点アから基点第1810号見通し線と点アから200メートルの点 点ウ 点カから笠岡市弁天島北西端見通し線と点カから200メートルの点 点エ 笠岡市弁天島北端から真方位261度30分見通し線と、笠岡市神島御崎南端から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点 点オ 基点第1810号から基点第1814号見通し延長線と、笠岡市神島御崎南端から笠岡市大飛島西端見通し線との交差点 点カ 笠岡市弁天島北端から真方位251度30分見通し線と、笠岡市神島御崎南端から基点第1822号見通し線との交差点	第一種区画漁業	のり養殖業	第1種区画漁業 のり養殖業 9月20日から翌年3月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	笠岡市白石島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第116号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市白石島北東地先	基点第1801号及び点アを結んだ直線、笠岡市白石島屏風岩及び点イを結んだ直線及び基点第1801号と笠岡市白石島屏風岩の間における最大高潮時海岸線から突出し30メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1767号 笠岡市高島北東端に設置した標識 基点第1801号 笠岡市白石島水堀の浜北モテの南端に設置した標識 基点第1820号 笠岡市沖ノ白石燈台 点ア 基点第1801号から基点第1820号見通し線と基点第1801号から30メートルの点 点イ 笠岡市白石島屏風岩から基点第1767号見通し線と上笠岡市白石島屏風岩から30メートルの点	第一種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	笠岡市白石島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第117号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市白石島北地先	基点第1838号、点ア、点イ及び基点第1819号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1819号 笠岡市弁天島西端に設置した標識 基点第1827号 笠岡市白石島小山北端に設置した標識 基点第1828号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識 基点第1834号 笠岡市白石島西之浦先西端に設置した標識 基点第1838号 笠岡市弁天島南端に設置した標識 点ア 基点第1838号から基点第1828号見通し線と、基点第1834号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点 点イ 基点第1819号から基点第1827号見通し線と、基点第1834号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点	第一種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業 10月1日から翌年6月30日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	笠岡市白石島	漁期終了日までに漁場の清掃をしなければならない。
岡区第118号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市白石島島ノ口地先	基点第1808号及び笠岡市白石島三ツゲンボ鼻を結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1808号 笠岡市白石島宮ノ鼻に設置した標識	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	笠岡市白石島	
岡区第119号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市白石島北地先	基点第1817号、第1838号、点ア及び基点第1834号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1817号 笠岡市白石島玉岩に設置した標識 基点第1828号 笠岡市白石島小山南端に設置した標識 基点第1834号 笠岡市白石島西之浦先西端に設置した標識 基点第1838号 笠岡市弁天島南端に設置した標識 点ア 基点第1838号から基点第1828号見通し線と、基点第1834号から笠岡市小高島西端見通し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	笠岡市白石島	
岡区第120号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市北木島町豊浦地先	基点第1877号、点ア、点イ及び基点第1878号の各点を順次結んだ3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1877号 笠岡市北木島八幡鼻突端に設置した標識 基点第1878号 笠岡市北木島町山崎鼻突端に設置した標識 点ア 基点第1877号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通し線と基点第1877号から100メートルの点 点イ 基点第1878号から笠岡市白石島宮ノ鼻高見通し線と基点第1878号から100メートルの点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	笠岡市北木島町	
岡区第121号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市北木島東地先	点ア、点イ及び基点第1863号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1863号 笠岡市北木島町大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識 基点第1879号 笠岡市北木島市越南東端に設置した標識 点ア 笠岡市北木島トマリ山(180)から笠岡市茂床島頂見通し線と、笠岡市北木島最大高潮時海岸線との交差点 点イ 笠岡市北木島トマリ山(180)から笠岡市茂床島頂見通し線と、基点第1863号から基点第1879号見通し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	笠岡市北木島町	
岡区第122号	笠岡市漁業協同組合	笠岡市北木島東地先	基点第1862号、点ア及び基点第1879号の各点を順次結んだ2直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 点の位置 基点第1863号 笠岡市北木島町大浦港北防波堤突端灯台に設置した標識 基点第1879号 笠岡市北木島市越南東端に設置した標識 基点第1862号 笠岡市北木島トマリ山防波堤突端に設置した標識 点ア 笠岡市大島高頂(58)から基点第1862号見通し線と、基点第1863号から基点第1879号見通し線との交差点	第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	第1種区画漁業 かき垂下式養殖業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで	団体	笠岡市北木島町	